

資料 1 1

○新潟県柏崎市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

令和 4 年 3 月 29 日規則第 33 号

改正

令和 5 年 3 月 13 日規則第 12 号

令和 6 年 2 月 15 日規則第 8 号

令和 6 年 11 月 28 日規則第 69 号

令和 7 年 2 月 14 日規則第 4 号

令和 8 年 3 月 25 日規則第 23 号

新潟県柏崎市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県柏崎市学校給食費の徴収に関する条例（令和 4 年条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の額)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する規則に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の食物アレルギーその他の理由により、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める。

(1) 児童 1 食当たり 380 円

(2) 生徒 1 食当たり 450 円

一部改正〔令和 5 年規則 12 号・7 年 4 号・8 年 23 号〕

(学校給食費の納入)

第 3 条 保護者は、前条各号に定める額に各学校で定める年間学校給食実施予定日数（年度当初において当該年度に学校給食の実施を予定している日数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を年間学校給食費とし、次の各号のいずれかの方法により納入しなければならない。

(1) 口座振替による納入

(2) 児童手当からの天引きによる納入

(3) 納入通知書による納入（前 2 号の方法による納入が困難であると市長が認める場合に限る。）

2 学校給食費の納期、納期限又は納入日及び納入額は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、納入すべき学校給食費の一部を市が補助する場合は、別表に定める納入額から当該補助額を差し引いた金額を納入額とする。

4 教職員は所属する学校と、調理員は共同調理場の栄養教諭等の所属する学校と同額の年間学校給食費を第1項第1号に規定する方法より納入するものとする。

一部改正〔令和8年規則23号〕

(学校給食の申込み)

第4条 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は学校給食申込書児童・生徒用（別記第1号様式）を、教職員（会計年度任用職員等を含む。）又は調理員は学校給食申込書教職員用（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(年間学校給食費の額の確定)

第5条 市長は、毎年1月に、各学校に対し年間給食回数確認調査を行い、学校給食費の年間納入額又は精算額を確定し、又は変更したときは、保護者に通知するものとする。

(学校給食費の還付)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、納入した学校給食費の還付をすることができる。

- (1) 児童等が死亡した場合又は柏崎市立学校から転校した場合
- (2) 年間学校給食実施日数が年間学校給食実施予定日数を下回った場合
- (3) その他市長が特に認める場合

(学校給食の試食に係る経費の徴収)

第7条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実に図ることを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、徴収しないことができる。

- (1) 柏崎市立小学校における試食 1食当たり380円
- (2) 柏崎市立中学校における試食 1食当たり450円

2 前項の経費は、その都度これを徴収する。

一部改正〔令和5年規則12号・7年4号・8年23号〕

(学校給食費の減免)

第8条 条例第4条の規定による学校給食費の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める額について行うことができる。

- (1) 保護者がその児童等について学校給食費に係る就学援助の給付が必要であると市長が認定した者である場合 学校給食費に係る就学援助給付に相当する額
- (2) 市長が特別の理由があると認める場合 市長が別に定める額

(転入者等の学校給食費の徴収)

第9条 転入学等により、年度の途中から学校給食が実施された者に係る学校給食費は、学校給食を開始した日からの年間学校給食実施予定回数に1食単価を乗じて得た額を年間学校給食費とし、転入月より期別の納入額を徴収し、年間学校給食費を期別の納入額で除しきれない額は、3月に徴収する。

2 5月の納期限(児童手当の天引きによる納入の場合は、6月の納入日)に至らない期間で転出をする者に係る学校給食費は、学校給食の提供を受けた回数に1食単価を乗じて得た額を徴収する。

一部改正〔令和6年規則8号〕

(就学援助認定者等の学校給食費の額)

第10条 就学援助認定者等の学校給食費の額の算定に当たっては、年度の途中で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による援助又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助が認定され、又は廃止された場合は、当該認定された日の前日をもって学校給食を終了したものとみなし、又は当該廃止された日から学校給食を実施されたものとみなす。

(督促)

第11条 市長は、学校給食の提供を受けた児童等の保護者又は教職員若しくは調理員が、納期限までに学校給食費を納入しないときは、当該者に対し、期限を指定して督促状を発しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月13日規則第12号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月15日規則第8号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月28日規則第69号)

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月14日規則第4号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 25 日規則第 23 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

1 口座振替又は納付書による納入

期別	納期限	納入額
第 1 期	5 月 末 日	児童 6,900 円 生徒 8,100 円
第 2 期	6 月 末 日	同上
第 3 期	7 月 末 日	同上
第 4 期	8 月 末 日	同上
第 5 期	9 月 末 日	同上
第 6 期	10 月 末 日	同上
第 7 期	11 月 末 日	同上
第 8 期	12 月 末 日	同上
第 9 期	1 月 末 日	同上
第 10 期	2 月 末 日	同上
第 11 期	3 月 末 日	各学校の年間学校給食実施予定日数により決定する。

（注）納期限が土日祝祭日の場合は翌日

2 児童手当からの天引きによる納入

期別	納入日	納入額
第 1 期	6 月 10 日	児童又は生徒が所属する学校の年間学校給食費を 6 で除して得た額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）
第 2 期	8 月 10 日	
第 3 期	10 月 10 日	
第 4 期	12 月 10 日	
第 5 期	2 月 10 日	
第 6 期	4 月 10 日	第 1 期から第 5 期までの納入額を年間学校給食費から減じて得た額

（注）納入日が土日祝祭日の場合は前日

一部改正〔令和 5 年規則 12 号・6 年 8 号・69 号・7 年 4 号・8 年 23 号〕